



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

契約電力 1,700kW 予定使用電力量 5,190,000kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成28年10月1日から平成29年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成22年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026（235）7045

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujooho/somu/nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月17日（水）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成28年8月16日（火）午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部財産活用課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年8月3日（水）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成28年8月16日（火）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 5,190,000kWh to be consumed in
the prefectural government
Facilities: (Main Building, Prefectural Assembly
Building, Prefectural Assembly Annex, West Annex
and East Annex)
Contract demand: 1,700kW

(2) Contract duration:

From October 1, 2016 until September 30, 2017

(3) Place where the product is procured:

The prefectural government buildings mentioned above
Address: 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano
City

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:
Property Utilization Division, General Affairs
Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 10:00AM, Wednesday, August 17, 2016

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural
Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by
mail:

Time: 5:00PM, Tuesday, August 16, 2016

Mailing Address: Property Utilization Division,
General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
380-8570 JAPAN

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

合同庁舎（佐久合同庁舎以下10合同庁舎）で使用する電気
予定契約電力及び予定使用電力量は、次の表のとおりです。

庁舎名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)
佐久合同庁舎	225	507,000
上田合同庁舎	152	349,000
諏訪合同庁舎	291	385,000
伊那合同庁舎	185	431,000
飯田合同庁舎	276	470,000
木曽合同庁舎	150	366,000
松本合同庁舎	349	1,003,000
大町合同庁舎	205	344,000
長野合同庁舎	147	447,000
北信合同庁舎	105	220,000
合計	2,085	4,522,000

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成28年10月1日から平成29年9月30日まで（地方自治法
（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その

<p>他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。</p> <p>(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成22年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(6) 電気事業法（昭和39年法律第70号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。</p> <p>(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。</p> <p>(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。</p>	
<p>3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請 この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。</p>	
<p>(1) 申請書の入手先 次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html</p>	
<p>(2) 申請を行う時期 随時受け付けます。</p>	
<p>(3) 問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県会計局契約・検査課 電話 026 (235) 7079</p>	
<p>4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県総務部財産活用課 電話 026 (235) 7045 入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。 http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakuoho/somu/nyusatsu.html</p>	
<p>5 入札手続等</p>	
<p>(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	
<p>(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成28年8月17日（水）午前10時30分 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室</p>	
<p>(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所 ア 受領期限 平成28年8月16日（火）午後5時 イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2 (県庁専用郵便番号 380-8570) 長野県総務部財産活用課</p>	
<p>(4) 入札者に要求される事項</p>	

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年8月3日（水）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成28年8月16日（火）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in the following 10
Godochosha buildings of Nagano Prefectural
Government

Godochosha Buildings	Contract demand(kW)	Planned consumption (kWh)
Saku	225	507,000
Ueda	152	349,000
Suwa	291	385,000
Ina	185	431,000
Iida	276	470,000
Kiso	150	366,000
Matsumoto	349	1,003,000
Omachi	205	344,000
Nagano	147	447,000
Hokushin	105	220,000
total	2,085	4,522,000

- (2) Contract period:
From October 1, 2016 until September 30, 2017
- (3) Place where the product is procured:
Ten Prefectural Government Godochosha buildings including the following:
Saku Godochosha (Address: 65-1 Atobe, Saku City)
- (4) Contact point for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
Property Utilization Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)
- (5) Time and place for the tender:
Time: 10:30AM, Wednesday, August 17, 2016
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00PM, Tuesday, August 16, 2016
Mailing Address: Property Utilization Division,
General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code) JAPAN

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どんぐり福祉会
- 3 代表者の氏名
柿島 滋
- 4 主たる事務所の所在地
長野市川中島町原771-4
- 5 定款に記載された目的

本会は障害のある方々に対し社会参加を支援し、ノーマライゼーションの考えのもとに、障害のある人との共生を目指す福祉社会の実現を願い、自立支援・就労支援・生活支援に関する事業を行い、よって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なかむら
- 3 代表者の氏名
小幡 礼子
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高柏原1425番1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、安曇野地域の住民に対して、介護・保育に関する事業を行い、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高井富士ショッピングセンター
中野市大字江部字松ノ木1236-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28

3 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後10時
(有)もへじや製菓	午前9時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)デリシア	午前8時	午後9時
(有)もへじや製菓	午前8時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から午後10時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで
2	午前8時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで
3	午前8時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで
4	午前8時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで
5	午前8時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで
6	午前8時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

平成28年7月9日

5 届出年月日

平成28年6月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年7月7日から平成28年11月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

公告

県営岡田本郷地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営岡田本郷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

県営菅平地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営菅平地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

上田市役所、東御市役所

農地整備課

公告

県営三日町頭首工地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営三日町頭首工地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から平成28年8月5日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所、上伊那郡箕輪町役場、上伊那郡南箕輪村役場

農地整備課

公告

県営宮の前地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営宮の前地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

駒ヶ根市役所

農地整備課

公告

県営居倉大深山地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営居倉大深山地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から平成28年8月5日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

農地整備課

公告

県営中新田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営中新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

諏訪郡原村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成28年7月31日（日） 午後1時30分から

(2) 開催場所 塩尻市保健福祉センター3階市民交流室（塩尻市大門六番町4番6号）

2 都市計画案の概要

塩尻都市計画区域区分の変更

3 案の閲覧について

公告の日から平成28年7月29日（金）まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

4 公述の申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成28年7月22日（金）まで

(3) 公述申出書の提出期限

持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。

(4) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、塩尻市役所

(5) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

5 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

6 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

塩尻都市計画区域区分の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部守一殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

佐久平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年7月7日

長野県佐久地方事務所長 佐藤則之

理事

新任

氏 名 住 所

臼田哲太郎 佐久市桜井121番地

櫻井幸彦 佐久市桜井451番地

木内拓郎 佐久市伴野1563番地

柳澤澄夫 佐久市平賀3199番地1

小林俊雄 佐久市中込2丁目4番地9号

重任

氏 名 住 所

柳田清二 佐久市野沢219番地6

小池清志 佐久市野沢327番地5

櫻井昭一 佐久市臼田647番地

平林賢 佐久市高柳51番地

市川春夫 佐久市前山25番地

大井敏雄 佐久市三塚115番地1

堀込章市 佐久市根岸187番地2

水間稔明 佐久市常和3010番地

駒村勇 佐久市内山5581番地

木内利一郎 佐久市大沢2214番地3

荻原正弘 佐久市瀬戸1703番地

退任

氏 名 住 所

加藤哲夫 佐久市田口4553番地の3

矢崎顯一郎 佐久市桜井538番地2

櫻井博 佐久市桜井81番地2

内藤俊一 佐久市伴野892番地2

土屋武司 佐久市平賀5445番地1

上原武茂 佐久市中込1864番地

監事

新任

氏 名 住 所

吉水憲三 佐久市大沢701番地7

重任

氏名 住 所
 工藤正則 佐久市根岸139番地
 北澤馨 佐久市平賀5279番地

退任

氏名 住 所
 岩下一郎 佐久市鍛冶屋8番地1

農地整備課

公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年7月7日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

理事

新任

氏名 住 所
 柳沢年勝 松本市大字新村2232番地6
 萩原邦彦 松本市梓川上野515番地1
 松田收弘 松本市梓川倭1870番地
 丸山重隆 安曇野市堀金三田293番地
 百瀬元幸 松本市波田4365番地1
 三枝一 東筑摩郡山形村3257番地
 中村紀年 塩尻市大字洗馬2279番地
 百瀬久 東筑摩郡山形村6865番地イ号
 野本昌嗣 安曇野市三郷明盛3448番地1
 溝上恭一郎 松本市大字今井2137番地

重任

氏名 住 所
 上條信太郎 松本市大字和田788番地
 百瀬文夫 松本市大字和田2056番地
 上條重幸 東筑摩郡山形村5338番地
 中村武雄 東筑摩郡朝日村大字西洗馬1003番地ノ1
 中田平男 安曇野市三郷小倉3522番地1
 北林光司 安曇野市堀金鳥川1131番地
 村瀬定男 松本市梓川梓4484番地3
 望月重男 安曇野市穂高柏原2916番地

退任

氏名 住 所
 井口謙司 安曇野市豊科952番地
 中村善行 塩尻市大字洗馬4918番地
 清沢實視 東筑摩郡山形村6797番地2
 川久保吉郎 松本市大字新村1152番地
 高橋平吉 安曇野市三郷温4658番地1
 青柳圭二 安曇野市堀金三田3205番地
 大月規生 松本市波田6754番地
 村山誠仁 松本市大字今井2611番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年7月7日

長野県佐久地方事務所長 佐藤則之

1 許可番号

平成27年10月19日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字大道南2478-1、2478-10、2480-1、2481-1、2481-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市岩村田250-1

有限会社フジョシエステート 代表取締役 工藤善治

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成28年7月7日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アクアネット	長野県上田市常入1丁目15番11号	平成28年 6月29日

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月7日

長野県警察本部長 尾崎徹

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

パソコンコンピュータ1,169台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部情報管理課

電話 026 (233) 0110 内線 2421

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月24日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成28年8月23日（火）午後5時

イ 提出場所 警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部情報管理課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年8月12日（金）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
1,169 personal computers with peripherals

(2) Lease Duration:

From February 1, 2017 until January 31, 2022

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender; description/conditions/and other inquiries:

Information Management Division, Police Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters,
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL: 026-233-0110 Ext. 2421

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00 p.m., August 24, 2016

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00 p.m., August 23, 2016

Place: Information Management Division, Police Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

情報管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月7日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 菅 沢 國 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

運転免許証作成システムの借入及び運転免許証作成システム
消耗品の購入一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 契約期間

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

契約期間の運転免許証作成システムの賃借額の総額及び運転
免許証作成システム消耗品の1件当たりの単価に契約期間の見
込み件数を乗じて得た金額の合計額について行います。なお、
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金
額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた
額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契
約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい
う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第
2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札
に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その
他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59
年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れ及びその他の契約
の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札參
加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ
く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保
守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2條
第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する
暴力団関係者でないこと。
3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しない者は、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に
該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)
の場所で入手することができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幡下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

**4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ
先**

長野市川中島町原704-2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課総務係

電話 026 (292) 2345 内線 220

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月18日（木）午後2時

イ 場所 長野市川中島町原704-2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許
課

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及
び提出場所

ア 受領期限 平成28年8月17日（水）午後5時

イ 提出場所 長野市川中島町原704-2

（郵便番号 381-2224）

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運
転免許課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事
項について説明した書類を、平成28年8月10日（水）午後5時
までに上記4の場所に提出してください。この場合において、
入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入
札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め
る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項
各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該當
する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め
る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項
各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該當
する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格
をもって入札した者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased and purchase:

Leasing Driver's License creation system, 1set and purchasing expendable supplies for Driver's License creation system on a unit price contract

As described in the description and specification of the tender

- (2) Lease duration:

From March 1, 2017 until February 28, 2022

- (3) Delivery place:

As described in the description and specification of the tender

- (4) Contact place for information about the tender:

Description / conditions / and other inquiries:

General Affairs Branch, Tohokushin Driver's License Division

704-2, Hara, Kawanakajima-machi, Nagano City

TEL: 026-292-2345 EXT. 220 (Japanese only)

- (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time : 2:00 p.m., August 18, 2016

Place : Tohokushin Driver's License Division

704-2, Hara, Kawanakajima-machi, Nagano City

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time : 5:00 p.m., August 17, 2016

Place : Tohokushin Driver's License Division

704-2, Hara, Kawanakajima-machi, Nagano City,

381-2224 (postal code)

東北信運転免許課

正

誤

平成28年6月23日付け公告「県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(3件)」中

ページ 行(箇所)

4 右側下から4

なお、この計画については、土地改良法(昭和24

5 左側17

年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧

5 左側下から11

期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴え提起することができます。

正

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴え提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

農地整備課